

千葉県環境影響評価条例施行規則等の一部改正の概要

1 趣旨

環境影響評価（以下「環境アセスメント」という。）は、道路建設、河川工事、発電所設置、工業団地や宅地の造成など、環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業を実施する事業者自らが、あらかじめ環境への影響について、必要な調査・予測・評価や環境保全措置の検討を行い、住民や行政機関などの意見も聴きながら、事業実施の際に適正な環境配慮を行うための仕組みです。

本県では、千葉県環境影響評価条例（以下「条例」という。）で環境アセスメントに必要な手続を、千葉県環境影響評価条例施行規則で環境アセスメントが必要となる事業（以下「対象事業」という。）の具体的な種類・要件・規模を定めており、環境影響評価法（以下「法」という。）の対象とならない事業であって、一定の種類・要件・規模の事業を対象としています。

令和元年7月5日の環境影響評価法施行令改正に伴い、太陽電池発電所の設置又は変更の工事業の事業について、令和2年4月1日から法の対象事業に追加されたことを踏まえ、条例の対象事業にも当該事業を追加するため、関係規則の改正を行いました。

2 改正を行った規則

- （1）千葉県環境影響評価条例施行規則（以下「施行規則」という。）
- （2）千葉県環境影響評価条例に基づく対象事業等に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針を定める規則（以下「技術指針」という。）

3 改正内容

（1）施行規則

対象事業に太陽電池発電所の設置又は変更の工事業の事業（以下「太陽電池発電所事業」という。）を追加するため、対象事業の要件等を定めたほか、関係法令の改正内容との整合を図るため、規定の整備を行いました。

ア 対象事業の要件・規模【別表第1、第4条第3項第1号】

（ア）対象事業の要件・規模を定める別表第1の改正を行い、下記の内容を加えました。

事業の要件	事業の規模		
	指標	基本事業※ ₁	関連対象事業※ ₂
太陽電池発電所の設置の工事業	太陽光を電気に変換する設備の水平投影面積（以下「発電設備面積」という。）の合計	自然公園等※ ₃ 区域内で実施される10ha以上の事業※ ₄	自然公園等※ ₃ 区域内で実施される5ha以上の事業※ ₄
		上記以外で40ha以上の事業	上記以外で20ha以上の事業
太陽電池発電所の変更の工事業	新たに設置する太陽光を電気に変換する設備の水平投影面積（以下「新設発電設備面積」という。）の合計	自然公園等※ ₃ 区域内で実施される10ha以上の事業※ ₄	自然公園等※ ₃ 区域内で実施される5ha以上の事業※ ₄
		上記以外で40ha以上の事業	上記以外で20ha以上の事業

- ※1 必ず条例に基づく環境アセスメントを行う事業
- ※2 基本事業の規模に満たず、基本事業又は法の対象事業と密接に関連し一体的に実施される事業（関連事業）で、環境影響の程度が大きくなるおそれがあるものとして知事が判定した場合に環境アセスメントを行う事業
- ※3 【自然公園法】 国定公園 【千葉県立自然公園条例】 県立自然公園
【千葉県自然環境保全条例】 自然環境保全地域、郷土環境保全地域、緑地環境保全地域
【森林法】 地域森林計画の対象となっている民有林
- ※4 以下の規定による行為等を除く。（「上記以外」の要件で判断されます。）
 - ・自然公園法第33条第7項の行為として実施されるもの
 - ・千葉県立自然公園条例第20条第7項の行為として実施されるもの
 - ・千葉県自然環境保全条例第11条第6項並びに第18条第6項及び第23条第2項において準用する第11条第6項の行為として実施されるもの
 - ・森林法第10条の2第1項ただし書に該当する場合

(イ) 関連対象事業の要件^{※5}のうち、基本事業又は法の対象事業（親事業）の実施区域との距離に係る要件についての規定を改正し、当該事業と親事業が共に太陽電池発電所事業の場合は、親事業との実施区域間の距離が1キロメートル以内としました。

- ※5 親事業と密接に関連して一体的に行われる事業か否かを判断するための、①親事業の事業区域との距離、②親事業の工事着手予定時期との関係、③親事業の事業者との同一性に関する要件

イ 関連事業概要書等の記載事項【別表第2】

関連事業概要書、環境影響方法書等の記載事項について定める別表第2を改正し、太陽電池発電所事業の規模については、発電設備面積の合計又は新設発電設備面積の合計を記載するものとしました。

ウ 軽微な修正の要件^{※6}【別表第4】

太陽電池発電所事業については、発電設備面積の合計又は新設発電設備面積の合計の増加が20%未満かつ修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならない修正であれば、手続の再実施が不要となります。

- ※6 環境影響評価方法書の公告から環境影響評価書の公告までの間に事業内容を修正する場合、環境アセスメント手続の再実施が不要となる要件

エ 軽微な変更の要件^{※7}【別表第5】

太陽電池発電所事業については、発電設備面積の合計又は新設発電設備面積の合計の増加が10%未満かつ変更前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならない変更であれば、手続の再実施が不要となります。

- ※7 環境影響評価書の公告後、事業の着手までの間に事業内容を変更する場合、環境アセスメント手続の再実施が不要となる要件

オ 関係法令の改正に伴う規定の整備

電気事業法の改正（平成26年6月）を踏まえ、「電気事業者」及び「卸供給事業者」を「発電事業者」に改めるなど、規定の整備を行いました。

(2) 技術指針

条例の対象事業に太陽電池発電所事業を追加することに伴い、以下のとおり環境アセスメントの項目の追加等を行いました。

ア 環境アセスメントの項目の追加【第4条】

環境アセスメントの項目の選定に当たって検討すべき環境要素の区分に関して、「光害」に太陽電池に入射した太陽光が反射し、住居等保全対象に到達する現象である「反射光」を含むことを明記しました。

イ 環境アセスメントの項目を選定する際に検討すべき技術指針別表の見直し

【別表第1（第4条第1項）】

太陽電池発電所の事業終了後、設備の撤去に伴う廃棄物の発生があることから、「廃棄物」の項目の選定について検討されるよう、「発電用電気工作物の設置又は変更」の活動要素として「土地又は工作物の存在及び供用」に係る「工作物の撤去又は廃棄」を追加しました。

4 施行日

令和3年4月1日

5 経過措置

施行日より前に、既に電気事業法第47条第1項若しくは第2項の規定による認可の申請又は同法第48条第1項の規定による届出がなされた太陽電池発電所事業であって、施行日以後その内容を変更せず、又は事業規模の縮小、若しくは軽微な変更のみをして実施されるものについては、太陽電池発電所事業の環境アセスメントの手続は不要になります。